

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案708

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年8月までの期間及び62年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から47年8月まで
② 昭和62年4月から平成3年3月まで

申立期間①及び②について、詳細は全く覚えていないが、元夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていると思う。

両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金加入手続及び両申立期間に係る国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の意向により、これら保険料納付等を行ったとする申立人の元夫から供述を得られないことから、保険料の納付状況等は不明である。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間①のうち45年6月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が住民登録していた複数の市区町村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和47年9月に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間①以前に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間①は国民年金未加入期間である。

3 申立期間②について、オンライン記録及び申立人が住民登録を行っていた複数の市区町村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間②に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見られず、訂正された形跡も認められない。

4 申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月21日から42年1月5日まで
② 昭和42年1月10日から46年1月30日まで

厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A事業所及びB事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について、昭和46年5月26日に脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

私は、脱退手当金の請求手続を行っておらず受給もしていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が、日本年金機構において保管されており、同計算書によれば、申立人の脱退手当金は、A事業所及びB事業所における厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎としている上、「46.5.26小切手交付済」の押印が確認できる。

また、オンライン記録及び前述の計算書において確認できる脱退手当金の支給額（3万1,800円）は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額から算出された法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印が確認できる上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案776（事案129の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から36年3月まで

前は、申立期間について、A事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回は、A事業所における私の後任であり、A事業所において厚生年金保険に加入していた同僚が、当時の状況を証言してくれることになったので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立人がA事業所勤務時に使用していた身分証明書及び名刺を所持していることから、A事業所に勤務していたことは確認することができるものの、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の資料が無い上、A事業所は昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、ほかに申立内容を確認できる関連資料は見当たらないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月26日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の後任である同僚を含む複数の同僚等に照会したところ、申立人がA事業所で勤務していたとする供述は得られたものの、A事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについての具体的な供述は得られなかった。

また、前述の複数の同僚等の供述により、A事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。